

ふじみ野市手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
<p>(手数料の減免)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 官公署から請求又は申請があった場合(別表39の項から56の項までに規定する事務に係るものを除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表39の項から56の項までに規定する事務に係る申請等があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該手数料を減額し、又は免除する。</p> <p>(1) 公益上必要があると認めた場合</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合</p> <p>別表(第2条、第5条、第8条関係)</p>				<p>(手数料の減免)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 官公署から請求又は申請があった場合(別表40の項から57の項までに規定する事務に係るものを除く。)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 別表40の項から57の項までに規定する事務に係る申請等があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該手数料を減額し、又は免除する。</p> <p>(1) 公益上必要があると認めた場合</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合</p> <p>別表(第2条、第5条、第8条関係)</p>			
項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	単位	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
				8	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第7条第1項に規定する通知カードの再交付(追記欄の余白がなくなった場合、個人番	1件につき	500円

る。)により返納した場合							
9～62	(略)	(略)	(略)	10～63	(略)	(略)	(略)
63	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関する審査</p> <p>(1) 長期優良住宅普及促進法第6条第1項に規定する認定基準に適合するものとして住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が発行する認定基準に適合することを証する適合証を添付した長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る審査(以下「認定審査」という。)のうち、一戸建ての住宅のもの</p> <p>(2) 前号に規定する適合証の添</p>	1件につき	<p>新築の場合は6,000円、増築又は改築の場合は10,000円。ただし、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることの申出(以下この項において「審査申出」という。)を併せて行う場合は、<u>39の項又は40の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>新築の場合は13,000</p>	64	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関する審査</p> <p>(1) 長期優良住宅普及促進法第6条第1項に規定する認定基準に適合するものとして住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が発行する認定基準に適合することを証する適合証を添付した長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る審査(以下「認定審査」という。)のうち、一戸建ての住宅のもの</p> <p>(2) 前号に規定する適合証の添</p>	1件につき	<p>新築の場合は6,000円、増築又は改築の場合は10,000円。ただし、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることの申出(以下この項において「審査申出」という。)を併せて行う場合は、<u>40の項又は41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>新築の場合は13,000</p>

<p>付した認定審査のうち、共同住宅又は長屋(以下「共同住宅等」という。)の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p>	<p>つき</p>	<p>円、増築又は改築の場合は21,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>39の項</u>又は<u>40の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>		<p>付した認定審査のうち、共同住宅又は長屋(以下「共同住宅等」という。)の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p>	<p>つき</p>	<p>円、増築又は改築の場合は21,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(3) 住宅品質確保促進法第6条第1項の設計住宅性能評価書(長期優良住宅普及促進法第6条第1項に掲げる基準に適合しているものに限る。)の写しを添付した認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>39の項</u>又は<u>40の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>		<p>(3) 住宅品質確保促進法第6条第1項の設計住宅性能評価書(長期優良住宅普及促進法第6条第1項に掲げる基準に適合しているものに限る。)の写しを添付した認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(4) 前号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添付した認定審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>72,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>39の項</u>又は<u>40の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>		<p>(4) 前号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添付した認定審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>72,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(5) 第1号に規定する適合証又は第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しの添付がない認定審査のうち、一戸建ての住宅の</p>	<p>1件につき</p>	<p>新築の場合は57,000円、増築又は改築の場合は85,000円。ただし、審査申出を併</p>		<p>(5) 第1号に規定する適合証又は第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しの添付がない認定審査のうち、一戸建ての住宅の</p>	<p>1件につき</p>	<p>新築の場合は57,000円、増築又は改築の場合は85,000円。ただし、審査申出を併</p>

もの		せて行う場合は、 <u>39</u> <u>の項又は40の項</u> の各 号に規定する手数料 の額を加算した額と する。
(6) 第1号に規定する適合証又は 第3号に規定する設計住宅性能 評価書の写しの添付がない認定 審査のうち、共同住宅等の床面 積の合計が500平方メートル以 下のもの	1件に つき	新築の場合は127,00 0円、増築又は改築 の場合は194,000 円。ただし、審査申 出を併せて行う場合 は、 <u>39の項又は40の</u> <u>項</u> の各号に規定する 手数料の額を加算し た額とする。
(7) 長期優良住宅普及促進法第8 条第1項に規定する長期優良住 宅建築等計画の変更に係る認定 審査	1件に つき	前各号の手数料の金 額欄に掲げる額の区 分に応じ、それぞれ 当該手数料の金額の 2分の1に相当する 額。ただし、審査申 出を併せて行う場合 は、 <u>39の項又は40の</u> <u>項</u> の各号に規定する 手数料の額を加算し た額とする。
(8) 長期優良住宅普及促進法第9	1件に	2,200円

もの		せて行う場合は、 <u>40</u> <u>の項又は41の項</u> の各 号に規定する手数料 の額を加算した額と する。
(6) 第1号に規定する適合証又は 第3号に規定する設計住宅性能 評価書の写しの添付がない認定 審査のうち、共同住宅等の床面 積の合計が500平方メートル以 下のもの	1件に つき	新築の場合は127,00 0円、増築又は改築 の場合は194,000 円。ただし、審査申 出を併せて行う場合 は、 <u>40の項又は41の</u> <u>項</u> の各号に規定する 手数料の額を加算し た額とする。
(7) 長期優良住宅普及促進法第8 条第1項に規定する長期優良住 宅建築等計画の変更に係る認定 審査	1件に つき	前各号の手数料の金 額欄に掲げる額の区 分に応じ、それぞれ 当該手数料の金額の 2分の1に相当する 額。ただし、審査申 出を併せて行う場合 は、 <u>40の項又は41の</u> <u>項</u> の各号に規定する 手数料の額を加算し た額とする。
(8) 長期優良住宅普及促進法第9	1件に	2,200円

	<p>条第1項に規定する譲受人の決定に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定審査</p> <p>(9) 長期優良住宅普及促進法第10条に規定する地位の承継の承認審査</p>	つき 1件につき	2,200円		<p>条第1項に規定する譲受人の決定に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定審査</p> <p>(9) 長期優良住宅普及促進法第10条に規定する地位の承継の承認審査</p>	つき 1件につき	2,200円		
64	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下アからオまでにおいて「申請住戸数」という。)が1戸のもの</p> <p>イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの</p> <p>ウ 申請住戸数が5戸を超え10</p>	次に掲げる額を合計した額(第3号及び第4号を除く。)	1件につき	5,000円	65	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下アからオまでにおいて「申請住戸数」という。)が1戸のもの</p> <p>イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの</p> <p>ウ 申請住戸数が5戸を超え10</p>	次に掲げる額を合計した額(第3号及び第4号を除く。)	1件につき	5,000円
			10,000円				10,000円		
			18,000円				18,000円		

戸以内のもの	つき	
エ 申請住戸数が10戸を超え25	1件に	31,000円
戸以内のもの	つき	
オ 申請住戸数が25戸を超える	1件に	52,000円
のもの	つき	
(2) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積(建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準」という。)Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	10,000円
イ 床面積の合計が300平方メ	1件に	31,000円

戸以内のもの	つき	
エ 申請住戸数が10戸を超え25	1件に	31,000円
戸以内のもの	つき	
オ 申請住戸数が25戸を超える	1件に	52,000円
のもの	つき	
(2) 住宅用途を含む建築物(住戸部分を除く。)及び非住宅建築物について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積(建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準」という。)Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	10,000円
イ 床面積の合計が300平方メ	1件に	31,000円

	<p>ートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)</p> <p>(4) 前3号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査</p>	つき		つき	<p>ートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)</p> <p>(4) 前3号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査</p>	つき		つき	
		1件につき	前2号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額	1件につき		1件につき	前2号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額	1件につき	
		1件につき	前3号の手数料の金額の欄に定める額に39の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、40の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額	1件につき		1件につき	前3号の手数料の金額の欄に定める額に40の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、41の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額	1件につき	
65	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅及び申請に</p>	1件に	次に掲げる額を合計した額(第5号及び第6号を除く。)	38,000円	66	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(前項以外のもの)に対する審査</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅及び申請に</p>	1件に	次に掲げる額を合計した額(第5号及び第6号を除く。)	38,000円

係る一の建築物の住戸のうち 同時に申請された住戸の数 (イからオまでにおいて「申 請住戸数」という。)が1戸の もの	つき	
イ 申請住戸数が1戸を超え5戸 以内のもの	1件に つき	66,000円
ウ 申請住戸数が5戸を超え10 戸以内のもの	1件に つき	96,000円
エ 申請住戸数が10戸を超え25 戸以内のもの	1件に つき	140,000円
オ 申請住戸数が25戸を超える もの	1件に つき	203,000円
(2) 共同住宅(誘導基準 I の第2 の2の2-3(2)ロの規定により設 計一次エネルギー消費量を算定 した共同住宅を除く。)の共用 部分の床面積の合計が200平方 メートル以内のもの	1件に つき	111,000円
(3) 住宅用途を含む建築物の住 宅用途以外の部分及び非住宅建 築物(次号に掲げる場合を除 く。)については、次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定め る額		
ア 床面積の合計が300平方メ	1件に	250,000円

係る一の建築物の住戸のうち 同時に申請された住戸の数 (イからオまでにおいて「申 請住戸数」という。)が1戸の もの	つき	
イ 申請住戸数が1戸を超え5戸 以内のもの	1件に つき	66,000円
ウ 申請住戸数が5戸を超え10 戸以内のもの	1件に つき	96,000円
エ 申請住戸数が10戸を超え25 戸以内のもの	1件に つき	140,000円
オ 申請住戸数が25戸を超える もの	1件に つき	203,000円
(2) 共同住宅(誘導基準 I の第2 の2の2-3(2)ロの規定により設 計一次エネルギー消費量を算定 した共同住宅を除く。)の共用 部分の床面積の合計が200平方 メートル以内のもの	1件に つき	111,000円
(3) 住宅用途を含む建築物の住 宅用途以外の部分及び非住宅建 築物(次号に掲げる場合を除 く。)については、次に掲げる 区分に応じ、それぞれ次に定め る額		
ア 床面積の合計が300平方メ	1件に	250,000円

メートル以内のもの	つき	
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	412,000円
(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(市長が別に定める場合に限る。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	91,000円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	158,000円
(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
(6) 前各号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額に39の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う

メートル以内のもの	つき	
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	412,000円
(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(市長が別に定める場合に限る。)については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	91,000円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき	158,000円
(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額
(6) 前各号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査	1件につき	前各号の手数料の金額の欄に定める額に40の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う

			場合は、 <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を更に加算した額				場合は、 <u>41の項</u> の各号に規定する手数料の額を更に加算した額		
66	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能)</p>	一の建築物につき	次に掲げる額を合計した額	5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。	67	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積(建築物エネルギー消費性能)</p>	一の建築物につき	次に掲げる額を合計した額	5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>40の項</u> 又は <u>41の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
		一の建築物につき	11,000円。ただし、			一の建築物につき	11,000円。ただし、		

<p>ギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)、次号イ並びに<u>67の項第1号イ</u>、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>建築物につき</p>	<p>審査申出を併せて行う場合は、<u>39の項</u>又は<u>40の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>39の項</u>又は<u>40の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>39の項</u>又は<u>40の項</u>の各号に規</p>
<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>39の項</u>又は<u>40の項</u>の各号に規</p>

<p>ギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)、次号イ並びに<u>68の項第1号イ</u>、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>建築物につき</p>	<p>審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規</p>
<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規</p>

<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>定する手数料の額を加算した額とする。 31,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>39の項</u>又は<u>40の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</p>		
<p>ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>		
<p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>39の項</u>又は<u>40の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>39の項</u>又は<u>40の項</u>の各号に規</p>

<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>定する手数料の額を加算した額とする。 31,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</p>		
<p>ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>		
<p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規</p>

<p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定</p>	<p>一の建築物につき</p> <p>一の建築物につき</p>	<p>定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>39の項</u>又は<u>40の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>39の項</u>又は<u>40の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
---	---------------------------------	--

<p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定</p>	<p>一の建築物につき</p> <p>一の建築物につき</p>	<p>定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、<u>40の項</u>又は<u>41の項</u>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
---	---------------------------------	--

める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項又は40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	432,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項又は40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	102,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の</u>

める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	267,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>40の項又は41の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	432,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>40の項又は41の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	一の建築物につき	102,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>40の</u>

		項又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	171,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(5) 建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	一の建築物につき	前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>39の項</u> 又は <u>40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(6) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合	一の建築物につき	第1号から第4号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合

		項又は <u>41の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	一の建築物につき	171,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>40の項</u> 又は <u>41の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(5) 建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	一の建築物につき	前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、 <u>40の項</u> 又は <u>41の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
(6) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合	一の建築物につき	第1号から第4号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合

			は、 <u>39の項又は40の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。				は、 <u>40の項又は41の項</u> の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。
<u>67</u>	(略)	(略)	(略)	<u>68</u>	(略)	(略)	(略)